

意見書案第1号

平成27年 6月15日

木古内町議会
議長 又 地 信 也 様

| | | | |
|-----|----------|-----|-----|
| 提出者 | 木古内町議会議員 | 佐 藤 | 悟 |
| 賛成者 | 木古内町議会議員 | 新井田 | 昭 男 |
| 賛成者 | 木古内町議会議員 | 竹 田 | 努 |

TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

ＴＰＰ交渉等国際貿易交渉に係る意見書（案）

ＴＰＰ交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われております。

また、交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

ＴＰＰは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、これまで多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、ＴＰＰ協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてきました。

つきましては、ＴＰＰ交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守等に関して、下記のとおり強く要請します。

記

1. 政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、ＴＰＰから脱退すること。
2. ＥＰＡ・ＦＴＡ等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成27年6月15日

北海道上磯郡木古内町議会
議長 又 地 信 也

【提出先】 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府ＴＰＰ担当大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣

意見書案第2号

平成27年 6月15日

木古内町議会
議長 又 地 信 也 様

提出者 木古内町議会議員 新井田 昭 男
賛成者 木古内町議会議員 相 澤 巧
賛成者 木古内町議会議員 手 塚 昌 宏

農協関係制度の見直しに関する意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）

昨年6月、政府は「規制改革実施計画」を閣議決定し、JAグループに自己改革を求める内容を示しました。

これを受け、JAグループ北海道は、11月に「JAグループ北海道改革プラン（実行計画指針）」を策定し、「組合員の所得向上」と「農村地域の活性化」による「持続可能な北海道農業」と「豊かな地域社会」の実現を目指し、自己改革の具体的実践に着手したところです。

また、年明け以降、与党・政府内での検討が進められ、去る2月9日に農協法制度等の骨格案が決定されたところではありますが、最終的な法案の制度までは、継続的な意見反映が必要であります。

さらに、生産現場などからも、JAグループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念の声が上がっております。

つきましては、農協関係法制度の見直しにあたり、下記のとおり強く要請します。

記

1. 食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。
2. 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」ためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
3. JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成27年6月15日

北海道上磯郡木古内町議会
議長 又 地 信 也

【提出先】 内閣総理大臣、農林水産大臣

意見書案第3号

平成27年 6月15日

木古内町議会

議長 又地 信也 様

提出者 木古内町議会議員 竹田 努

賛成者 木古内町議会議員 福嶋 克彦

賛成者 木古内町議会議員 鈴木 慎也

平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をしました。昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書に初めて、800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記がなされました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成27年度の北海道最低賃金の改正に当たり、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円に到達することができるよう、平成26年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額916円）を下回らないよう、適切な水準を確保すること。
3. 最低賃金引き上げと同時に中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成27年6月15日

北海道上磯郡木古内町議会
議長 又 地 信 也

【提出先】北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会々長

意見書案第4号

平成27年 6月15日

木古内町議会

議長又地信也様

提出者 木古内町議会議員 相澤 巧
賛成者 木古内町議会議員 吉田 裕幸
賛成者 木古内町議会議員 平野 武志

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
とくに、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保

すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。

6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成27年 6月15日

北海道上磯郡木古内町議会

議長 又 地 信 也

【提出先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、
経済産業大臣、地方創生担当大臣